

# 健康保険給付等の申請書の添付書類について

全国健康保険協会 神奈川支部

## 健康保険給付の申請書

(平成30年4月1日現在)

種類	要件	添付書類	申請書ダウンロード	ネットプリント
<b>傷病手当金支給申請書</b>			○	○
必ず添付する書類はありません(賃金台帳・出勤簿の写しの添付は不要です)				
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	支給開始日以前の12か月以内で事業所に変更のあった方	以前の各事業所の名称、所在地および各事業所に使用されていた期間がわかる書類	○	
②	障害厚生年金の受給を受けている方	年金給付額がわかる書類 ・障害厚生年金給付の年金証書(障害厚生年金給付の額、支給開始年月日の記載のあるもの)のコピー ・年金額改定通知書等(障害厚生年金の直近の額の記載のあるもの)のコピー		
③	老齢退職年金を受けている方 (資格喪失後に申請する場合のみ)	年金給付額がわかる書類 ・老齢退職年金給付の年金証書(老齢退職年金給付の額、支給開始年月日の記載のあるもの)のコピー ・年金額改定通知書等(老齢退職年金の直近の額の記載のあるもの)のコピー		
④	労災保険から休業補償給付を受けている方	休業補償給付支給決定通知書のコピー		
⑤	ケガ(負傷)の場合	負傷原因届	○	○
⑥	第三者による傷病(交通事故等)の場合	第三者行為による傷病届	○	
⑦	被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		
⑧	証明書等が外国語で記載されている場合	翻訳文(翻訳文には翻訳者が署名し住所及び電話番号を明記してください)		
<b>出産手当金支給申請書</b>			○	○
必ず添付する書類はありません(賃金台帳・出勤簿の写しの添付は不要です)				
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	支給開始日以前の12か月以内で事業所に変更のあった方	以前の各事業所の名称、所在地および各事業所に使用されていた期間がわかる書類	○	
②	被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		
③	証明書等が外国語で記載されている場合	翻訳文(翻訳文には翻訳者が署名し住所及び電話番号を明記してください)		
<b>出産育児一時金支給申請書</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	医療機関から交付される直接支払制度を利用していないことを証明する書類のコピー (領収・明細書に「直接支払制度を利用していない旨」が記載されている場合は、そのコピー)			
②	産科医療保障制度の対象分娩である場合には、その旨を証する所定の押印のある領収・明細書のコピー			
※申請書に医師・助産師または市区町村長の証明を受けられない場合				
①	出生が確認できる書類(原本のみ、コピー不可) (戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、登録原票記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳(原本提示)、住民票など)			
②	死産が確認できる書類(原本のみ、コピー不可) (死産証書(死体検案書)など)			
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		
②	証明書等が外国語で記載されている場合	翻訳文(翻訳文には翻訳者が署名し住所及び電話番号を明記してください)		

種類	要件	添付書類	申請書 ダウンロード	ネットプリント
<b>出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	医療機関から交付される出産費用の領収・明細書のコピー			
②	医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関するコピー			
※申請書に医師・助産師または市区町村長の証明を受けられない場合				
①	出征が確認できる書類(原本のみ、コピー不可) (戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、登録原票記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳(原本提示)、住民票など)			
②	死産が確認できる書類(原本のみ、コピー不可) (死産証書(死体検案書)など)			
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	被保険者が亡くなり、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		
②	証明書等が外国語で記載されている場合	翻訳文(翻訳文には翻訳者が署名し住所及び電話番号を明記してください)		
<b>資格喪失等証明書交付申請書 (資格喪失後の出産育児一時金直接支払制度)</b>			○	○
必ず添付する書類はありません				
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	最後に加入した健康保険の被保険者期間(資格取得年月日から資格喪失年月日の前日まで)が1年未満の場合	過去1年間に加入した健康保険のうち健康保険組合の加入記録が確認できる保険者が発行した資格喪失証明書等		
<b>埋葬料(費)支給申請書</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	事業主による死亡の証明			
※申請書に事業主による死亡の証明を受けられない場合				
①	次のいずれか ・死亡診断書、死体検案書または検視調書の写し ・埋葬許可証または火葬許可証の写し ・亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本(原本) ・住民票の除票(原本)			
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	被保険者が亡くなった場合で、被扶養者以外の生計を維持されていたご家族が申請する場合	住民票(亡くなった被保険者の死亡日および被保険者と申請者の氏名が記載されたもの)		
②	実際に埋葬を行った方が申請する場合	埋葬費用の領収書(原本)と明細書 (領収書には支払った方の氏名が記載されていることが必須)		
③	ケガ(負傷)の場合	負傷原因届	○	○
④	第三者による傷病(交通事故等)の場合	第三者行為による傷病届	○	
⑤	被保険者が亡くなり、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		
⑥	証明書等が外国語で記載されている場合	翻訳文(翻訳文には翻訳者が署名し住所及び電話番号を明記してください)		

種類	要件	添付書類	申請書 ダウンロード	ネットプリント
<b>高額療養費支給申請書</b>			○	○
必ず添付する書類はありません(下記の④に当てはまる場合を除き、領収書の写しは不要です)				
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	所得区分が低所得者・低所得者Ⅱの場合	被保険者の住民税(非)課税証明書 (申請書の証明欄に市町村長の証明を受けた場合は不要)		
②	所得区分が低所得者Ⅰの場合	被保険者および被扶養者全員の所得がわかる所得証明書等		
③	低所得者の適用を受けることにより生活保護を必要としなくなる方	「限度額適用・標準負担額減額認定該当」と記載された「保護却下通知書」もしくは「保護廃止決定通知書」(いずれもコピー)		
④	公的制度から医療費の助成を受け、窓口負担が減額されている方	助成を受けた診療についての医療機関からの領収書のコピー		
⑤	ケガ(負傷)の場合	負傷原因届	○	○
⑥	第三者による傷病(交通事故等)の場合	第三者行為による傷病届	○	
⑦	被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		
<b>高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	自己負担額証明書			
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	基準日(計算期間の末日)の属する年度の前年度分の市町村住民税が非課税の場合	被保険者の住民税(非)課税証明書		
	ただし、被保険者が計算期間の途中で死亡した等により基準日が前年8月1日から3月31日のいずれかの日を基準日とみなした場合は、基準日とみなした日の属する年度分の住民税(非)課税証明書			
②	被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		

種類	要件	添付書類	申請書 ダウンロード	ネットプリント
<b>療養費支給申請書(立替払等)</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	医療費を自費で支払ったとき	1. 診療内容を記載した証明書(傷病名の記載のある診療明細書) 2. 領収書(診療明細書)の原本(診療に要した費用を証明した領収書)		
②	国民健康保険など他の保険者の保険証を使用し、医療費を返還したとき	1. 診療報酬明細書(医療費を返還した保険者から交付を受けた診療報酬明細書、封かんされているときは開封しないで添付してください) 2. 返還請求された金額を支払ったことを証明する領収書の原本		
③	限度額適用・標準負担額減額認定証を提示しなかったことにより、入院時に支払った食事療養費を減額されない金額で支払ったとき	1. 領収書の原本(食事療養費について支払った費用を証明した領収書) 2. 限度額適用・標準負担額減額限度額適用・標準負担額減額認定証の写し(協会けんぽに限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をしていなければ、申請書に申請していない理由を記載し、当該期間が非課税である証明書(住民税(非)課税証明書))		
④	生血液を輸血したとき	1. 輸血証明書(輸血回数が記載されたもの) 2. 領収書の原本(血液にかかる費用額や移送にかかった費用額の内訳が記載されている領収書の原本)		
⑤	臍帯血を搬送したとき	1. 領収書の原本(搬送に要した費用証明した領収書の原本) 2. 傷病名、搬送理由、搬送元・区間(詳細な経路)・期間・回数的事项を記載した医師または歯科医の意見書		
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	ケガ(負傷)の場合	負傷原因届	○	○
②	第三者による傷病(交通事故等)の場合	第三者行為による傷病届	○	
③	被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		
<b>療養費支給申請書(治療用装具)</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	小児用弱視等の治療用眼鏡等の場合	1. 医療機関等が発行した、医師の眼鏡等作成指示書(視力等の検査結果が明記されているもの) 2. 領収書(眼鏡等の名称、種類および内訳別の費用額が記載された領収書の原本)		
②	治療用の装具(コルセット等)の場合	1. 医療機関等が発行した、医師の意見書(同意書・証明書)および装具装着証明書 2. 領収書(装具の名称、種類および内訳別の費用額が記載された領収書の原本)		
③	治療用の装具(靴型装具)の場合 ※平成30年4月1日以降に装着指示されたもの	1. 医療機関等が発行した、医師の意見書(同意書・証明書)および装具装着証明書 2. 領収書(装具の名称、種類および内訳別の費用額が記載された領収書の原本) 3. 作成された靴型装具の写真(左右の全体像が確認できるもので、カタログ写真は不可)		
④	スティーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症に使用する治療用コンタクトレンズの場合 ※平成30年4月1日以降に装着指示されたもの	1. 医療機関等が発行した、医師の治療用コンタクトレンズ作成指示書(備考として疾病名が明記されている処方箋の写しなど、支給対象となる疾病のため指示したことが確認できるもの) 2. 領収書(レンズの名称等が記載された領収書の原本)		
⑤	弾性着衣等の場合	1. 医療機関等が発行した、弾性着衣等装着証明書 2. 領収書(弾性着衣等の名称、種類および内訳別の費用額が記載された領収書の原本)		
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	ケガ(負傷)の場合	負傷原因届	○	○
②	第三者による傷病(交通事故等)の場合	第三者行為による傷病届	○	
③	被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		

種類	要件	添付書類	申請書 ダウンロード	ネットプリント
<b>海外療養費支給申請書</b>			○	
必ず添付するもの				
①	医療費を自費で支払ったとき (海外療養費)	【医科の場合】 1. 診療内容明細書(様式A) 2. 領収明細書(様式B) 3. 現地で支払った領収書の原本	○ 様式A・B	
		【歯科の場合】 1. 領収明細書(様式B) 2. 歯科診療内容明細書(様式C) 3. 現地で支払った領収書の原本	○ 様式B・C	
②	各添付書類の翻訳文	翻訳文(翻訳文には翻訳者が署名し住所及び電話番号を明記してください)		
③	受診者の海外渡航期間がわかる書類	パスポート・ビザ・航空チケットなど当該渡航期間がわかる部分のコピー等 ※パスポートの場合は、①氏名・顔写真と、②出入国スタンプのページの両方のコピーを添付してください(診療を受けた期間に渡航先に滞在していたことがわかるよう目印をつけてください)		
④	同意書(様式D)	同意書(具体的な診療内容等について、診療等を受けた医療機関等に照会するため、療養を受けた方の同意書を添付してください)	○	
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	ケガ(負傷)の場合	負傷原因届	○	○
②	第三者による傷病(交通事故等)の場合	第三者行為による傷病届	○	
③	被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	戸籍謄本等の原本(被保険者との続柄がわかるもの)		
④	臓器移植による申請の場合	1. 日本臓器移植ネットワークの登録証明書の写し 2. 海外の施設に入院していた間の経過記録の写し 3. 臓器移植を必要とする被保険者等が「①レシピエント適応基準に該当し、日本臓器移植ネットワークに登録している状態であること・②国内での待機状況を踏まえると、当該患者が、海外で移植を受けない限りは生命の維持が不可能となる恐れが高いこと」について、臓器移植を受ける被保険者等の主治医(学会認定の移植認定医)が作成した海外の施設への紹介状の写しに、部門長または施設長がサインしたもの		

## 健康保険被保険者証等の申請書

種類	要件	添付書類	申請書 ダウンロード	ネットプリント
<b>限度額適用認定申請書</b>			○	○
必ず添付する書類はありません				
<b>限度額適用・標準負担額減額認定申請書</b>			○	○
必ず添付いただくもの				
①	住民税非課税の方	被保険者の住民税(非)課税証明書 (申請書の証明欄に市町村長の証明を受けた場合は不要)		
②	被保険者および被扶養者すべてが、収入から必要経費・控除額を引いた後の所得がない方	被保険者および被扶養者全員の所得がわかる所得証明書等		
③	「限度額適用・標準負担額減額認定」の低所得の適用を受けることにより生活保護を必要としなくなる方	「限度額適用・標準負担額減額認定該当」と記載された「保護却下通知書」もしくは「保護廃止決定通知書」(いずれもコピー)		
④	長期入院(申請月以前の1年間で90日を超えて入院)される方	入院期間を証明する書類等(入院期間が記載されている領収書など)		
<b>特定疾病療養受療証交付申請書</b>			○	○
必ず添付する書類はありません				
下記に当てはまる場合のみ添付				
申請書の医師の意見欄に証明を受けられない場合				
①	特定疾病に関する意見書もしくは特定疾病にかかったことを証明する書類(診断書等)			
<b>被保険者証再交付申請書</b>			○	○
必ず添付する書類はありません				
下記に当てはまる場合のみ添付				
き損の場合				
①	き損(汚れた、割れた等)した保険証			
<b>高齢受給者証再交付申請書</b>			○	○
必ず添付する書類はありません				
下記に当てはまる場合のみ添付				
き損の場合				
①	き損(汚れた、割れた等)した保険証			
<b>高齢受給者基準収入額適用申請書</b>			○	
必ず添付するもの				
①	市町村長が発行する(非)課税証明書、所得(課税)証明書 ただし、(非)課税証明書、所得(課税)証明書に収入の記載がない場合は、別途収入の確認ができる書類(公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書のコピー等)が必要です			
<b>健康保険被保険者証回収不能届</b>			○	○
必ず添付する書類はありません				

## 健康保険任意継続被保険者証の申請書

種類	要件	添付書類	申請書 ダウンロード	ネットプリント
<b>任意継続被保険者資格取得申出書</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	在職時より引き続き扶養家族となる場合	収入が確認できる書類(16歳未満は添付省略可) ・所得証明書、(非)課税証明書、源泉徴収票のコピー等		
②	任意継続の資格取得と同時に、新たに被扶養者となる場合	1. 収入が確認できる書類(16歳未満は添付省略可) ・所得証明書、(非)課税証明書、源泉徴収票のコピー等 2. 同居要件が必要な場合は同居を確認できる書類 ・住民票 3. 身分関係(続柄)が確認できる書類 ・戸籍謄(抄)本、住民票		
<b>任意継続被保険者資格喪失申出書</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	任意継続の健康保険証(扶養家族分含む) ※高齢受給者証、限度額適用認定証などの交付を受けている場合は、あわせて添付			
<b>任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書</b>				
必ず添付する書類はありません				
<b>任意継続被保険者 氏名 住所 生年月日 電話番号変更(訂正)届</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	被保険者の氏名を変更(訂正)する場合	現在交付されている全ての保険証 ※高齢受給者証、限度額適用認定証などの交付を受けている場合は、あわせて添付		
②	被保険者の生年月日、性別を変更(訂正)する場合	被保険者の保険証 ※高齢受給者証、限度額適用認定証などの交付を受けている場合は、あわせて添付		
<b>任意継続被保険者被扶養者(異動)</b>			○	○
必ず添付するもの				
①	新たに被扶養者となる場合	1. 収入が確認できる書類(16歳未満は添付省略可) ・所得証明書、(非)課税証明書、源泉徴収票のコピー等 2. 同居要件が必要な場合は同居を確認できる書類 ・住民票 3. 身分関係(続柄)が確認できる書類 ・戸籍謄(抄)本、住民票		
②	被扶養者から解除となる場合	解除となる方の保険証 ※高齢受給者証、限度額適用認定証などの交付を受けている場合は、あわせて添付		
<b>任意継続被扶養者変更(訂正)届</b>			○	
必ず添付するもの(②は必要に応じて添付)				
①	氏名、生年月日、性別、被扶養者になった日を変更(訂正)する場合	変更(訂正)される方の保険証 ※高齢受給者証、限度額適用認定証などの交付を受けている場合は、あわせて添付		
②	氏名、生年月日、続柄、被扶養者になった日を変更(訂正)する場合	※同居要件が必要な場合は同居を確認できる書類 ・住民票(被保険者と続柄が確認できるもの)		
<b>保険料預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</b>			○	
必ず添付する書類はありません				
<b>任意継続被保険者保険料口座振替・自動払込辞退(取消)届</b>			○	
必ず添付する書類はありません				
<b>健康保険法第118条第1項該当・不該当届</b>			○	
必ず添付する書類はありません				

## その他

種類	要件	添付書類	申請書 ダウンロード	ネットプリント
<b>第三者行為による傷病届</b>			○	
必ず添付するもの(交通事故以外の場合)				
①	負傷原因報告 ※書職務上・通勤途上の場合は労災の確認が必要です		○	
②	同意書		○	
③	損害賠償金納付確約書 ※加害者(相手方)に記入してもらう書類です。 署名がもらえなかった場合は、その理由を被害者(被保険者)で記入してください		○	
必ず添付するもの(交通事故の場合)				
①	負傷原因報告 ※書職務上・通勤途上の場合は労災の確認が必要です		○	
②	同意書		○	
③	事故発生状況報告書		○	
④	損害賠償金納付確約書・念書 ※加害者(相手方)に記入してもらう書類です。 署名がもらえなかった場合は、その理由を被害者(被保険者)で記入してください		○	
⑤	交通事故証明書 ※ただし物損事故となっている場合などは、人身事故証明入手不能理由書が必要です			
<b>医療費のお知らせ依頼書</b>			○	
必ず添付する書類はありません				
下記に当てはまる場合のみ添付				
①	ご遺族の依頼の場合	1. ご遺族の本人確認できる書類 (公的機関等が発行するもので、氏名、生年月日及び住所の記載のあるもの) ・運転免許証のコピーなど 2. ご遺族と加入者の関係を確認できる書類 (加入者が亡くなられたことが確認できること及び加入者の遺族であることが確認できるもの) ・戸籍謄本(または抄本) ・住民票(除票) ・死亡診断書のコピー		

## 協会けんぽの各種申請書を、ホームページからダウンロードして印刷できます

1. 全国健康保険協会ホームページのトップページ、メニューボタンから「申請書のご案内」を選択
2. 「健康保険給付の申請書」など、必要な項目を選択
3. 申請用紙を選択
4. 「手書き用」・「**入力用**」・「記入例」のいずれかを選択してプリント



### 届書・申請書作成支援サービスが便利です

- ① 記入する項目の説明を参照しながら入力できます
- ② 記入漏れ等をチェックできます
- ③ 記入漏れ・記入誤りによる再提出の手間が少なくなります